

総務常任委員会記録

令和6年 第3回定例会	
1 日 時	令和6年9月18日（水） 午前10時00分 開会 午前10時56分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	横 尾 武 男 委員長 藤 田 義 昭 副委員長 橋 本 勝 浩 委員 梶 原 隆 委員 舘 野 裕 昭 委員 大 貫 毅 委員 谷 中 恵 子 委員 津久井 健 吉 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	石 川 さやか 副議長 鹿 妻 武 洋 議員 早 川 勝 弘 議員 阿 部 秀 実 議員 仲 田 知 史 議員
6 説 明 員	別紙のとおり
7 事務局職員	萩原 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍 聴 者	3人

総務常任委員会 説明員

職名		氏名	人数
副市長		福田 義一	1 名
秘書室	秘書室長	齋藤 史生	1 名
総合政策部	総合政策部長	秋澤 一彦	8 名
	危機管理監	星野 栄一	
	総合政策課長	佐藤 覚	
	財政課長	半田 和之	
	いちご市営業戦略課長	池澤 美紀子	
	地域課題対策課長	別井 渉	
	デジタル政策課長	柿沼 紀子	
	総合政策課総務係長	川田 孝郎	
行政経営部	行政経営部長	益子 則男	6 名
	行政経営課長	網 浩史	
	人事課長	仁平 利恵	
	税務課長	鈴木 智久	
	納税課長	小林 春彦	
	契約検査課長	福田 光広	
市民部	市民部長	福田 浩士	6 名
	生活課長	能島 賢司	
	協働のまちづくり課長	市川 佳代子	
	市民課長	谷津 勝也	
	人権・男女共同参画課長	小堀 満美子	
	生活課生活係長	安生 秀徳	
会計課	会計管理者	渡辺 富夫	1 名
議会事務局	議事課長	渡辺 稔近	1 名
選管／監査事務局	選挙管理委員会事務局長／監査委員事務局長	湯澤 紀之	1 名
消防本部	消防長	若林 雄二	6 名
	消防総務課長	永岡 和也	
	予防課長	曾篠 伸次	
	警防救急課長	小杉 仁	
	通信指令課長	高柴 幸人	
	消防総務課消防総務係長	紺野 敬寛	
環境部	資源循環課長	金子 尚己	1 名
教育委員会	スポーツ振興課長	神山 悦雄	1 名
合 計			33 名

総務常任委員会 審査事項

- 1 議案第 6 3 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第~~9~~4 号）について
- 2 議案第 6 8 号 令和 6 年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
- 3 議案第 6 9 号 令和 6 年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
- 4 議案第 7 1 号 工事請負契約の変更について
- 5 議案第 7 2 号 工事請負契約の変更について
- 6 陳情第 9 号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件

令和6年第3回定例会 総務任委員会概要

○横尾委員長 開会前に申し上げます。

室内が大変暑くなる予定でございますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより明瞭にお願いいたします。

なお、再質問に対する答弁については、委員長から指名は行いませんので、担当課長が挙手の上、説明をお願いいたします。

それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は議案5件、陳情1件であります。

なお、9月13日の本議会において、議案第77号 鹿沼市一般会計補正予算（第4号）が先に議決されたことに伴い、補正予算号数などの数字が別紙計数整理表のとおり、整理されましたので、付託された議案のうち、議案第63号 鹿沼市一般会計補正予算（第3号）につきましては、計数整理表のとおり、補正予算（第4号）と読み替えて審査いただくようお願いをいたします。

それでは早速、審査を行います。

はじめに、陳情第9号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件につきまして、陳情の趣旨を述べるため、陳情人にお越しいただいておりますので、陳情人から第9号の審査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、陳情第9号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件を議題といたします。

この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第6条第3項の規定により、陳情人である栃木県弁護士会の石田様にお越しいただいておりますので、陳情人の入室を許可いたします。

（陳情人 入室）

○横尾委員長 お疲れ様でございます。

それでは早速ですが、再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件について、5分程度で説明をお願いいたします。

○陳情人 本日はお時間いただき、ありがとうございます。

私、栃木県弁護士会の石井信行会長の代理として伺いました弁護士の石田弘太郎と申します。

本日はよろしくをお願いいたします。

このたびは、再審法改正の実現に向けまして、お力添えをいただきたく、お願い申し上げます。

現在、冤罪事件とされる袴田事件の再審公判が終結し、9月26日に判決が言い渡される予定です。

袴田事件は、1966年に起きた事件ですが、被告人とされた袴田さんは、1980年に死刑判決が言い渡されました。

袴田さんは無実を訴え、再審の申し立てをしたものの、なかなか受け入れられませんでした。

しかし、2010年に検察官が無実を示す重要な証拠を開示したことから、それがきっかけとなり、2014年に再審開始決定がなされました。

ところが、その後も、検察官が不服申し立てをしたことから、裁判は長引き、再審開始決定が確定したのは、2023年の3月でした。

2023年10月27日に再審公判が始まって、2024年5月22日に結審しました。

袴田さんは事件当時30歳でしたが、現在は87歳です。もう58年もの歳月が過ぎていきます。

このような汚名を着せられて、死刑の恐怖に怯える日々を過ごしてきました。

このように、数多くの再審事件が、再審公判まで時間を要しております。

検察官が不服申し立てをすることで、とても長い時間がかかり、無実の人が苦しめられています。

このような原因は、再審法の不備、法律の不備にあります。

刑事訴訟法に条文はありますが、わずか19条しかありません。

法律ができてから75年間改正もなされていません。

その法律にはどのように手続をするのかというルールがきちんと書かれていないことから、裁判官も判断ができない状況が続いています。

今年の3月には国会において、超党派の議員による「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が設立されました。

最高顧問に麻生太郎副総裁、会長には柴山昌彦議員、顧問には各党の党首クラスの議員が就任しています。

現在は320名を超える国会議員の先生にご登録いただき、本県選出議員でも、船田元議員、佐藤勉議員、高橋克法議員、五十嵐清議員、福田昭夫議員、藤岡隆雄議員にも登録していただいています。

冤罪は国家による最大の人権侵害です。

裁判というものが、人が人を裁くものである以上、絶対ということはありません。間違いを犯すものです。

そうであるならば、成熟した社会といえるためには、冤罪を見抜き、速やかに救済していく、そのような手続がきちんと制定される必要があります。

これは誰しも起こり得るものです。

地方議会の問題ではないというふうに考えられる方もおられるかもしれませんが、市民を救う、それは、地方からも声を上げていくべきであると考えています。

袴田事件の判決がされるこの時期に、世論の高まりを背景に、再審法改正を実現していきたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○横尾委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、陳情人の説明が終わりました。

陳情人に確認したい点はございますか。はい、館野委員。

○館野委員 はい。館野と申します。

先ほど再審請求の件でお話いただきましたけれども、その請求の件数というのは大体どれぐらい出ているもの、出るものなのですか、1年間というか、過去にとか。

○陳情人 ちょっと正確な件数まで把握はしてはいないのですけれども、日弁連会が支援しているものでも十数件はありまして、もちろんその中でも証拠が強いものということで、日弁連は支援しています。

ただ、その中でもですね、やはり冤罪の件数の多寡ではなく、やはり絶対に無実の人を処罰してはいけない、その考えが大事なのではないかなと思ってはいます。

以上です。

○横尾委員長 はい。館野委員。

○館野委員 それでは、ちょっとあと1件なのですけれども、この流れとすると、この再審請求が出されて裁判所のほうで認めた。

それで、その後に、この検察のほうで上訴をするので時間がかかるということですから、この陳情の趣旨からしますと、まずはその再審請求をして、それで、裁判所が認めた段階で、再審のこの裁判というか、その審議が始まるようにしてくださいという趣旨でみてよろしいのですよね。

○横尾委員長 はい。石田様、お願いします。

○陳情人 少し再審の仕組みを、少しだけ説明させてください。

再審の仕組みは、大きくで2段階になっています。

再審を始めるかどうかという裁判と、再審の公判と言って、2段階になっています。

それで、弁護士会として考えているのは、「検察官として言いたいことがあるんだったら、再審の裁判、2段階目のところで争えばいいじゃないか」ということで言っています。

地方裁判所が再審開始決定、これは、重要な証拠がもう無実を裏づけるようなものがあるし、きちんと判断するべきだということを一旦決めたのであれば、それを検察官が不服を言うのではなくて、再審公判で争うべきだということを言っていますので、1段階目の手続をもっと簡素化するということが必要になるというのが、今の弁護士会の考えであり、国会の議員連盟でも、そのように主張しているところです。

なので、おっしゃるとおりだと思います。はい。

○横尾委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。はい、副委員長。

○藤田副委員長 はい、すみません、副委員長として、質問させていただきます。

この再審法の改正が進んでいかない原因、その辺の背景とか、もし、わかる範囲でいただけたらと思います。

○横尾委員長 よろしくをお願いします。

○陳情人 再審法の改正については、日弁連としても、ずっと言ってきたところではあるのですが、やはり、では、管理、所管は法務省になる関係で、法務省としては、実際には検察官がその中枢を担っているところではあります。

その中で、検察官としては、考えもあるところもあるでしょうから、そこが何か進ま

ないことの一因になったというのはあると考えています。

あとはですね、今まで冤罪事件がいくつもありましたけれども、その中で、それが無罪の判決が出るというところだけで解決としてしまったこと、そういうことがあったのであれば、あわせて規定も法改正していくというところをもっと強く言っていくべきだという反省点もありました。

今回は袴田事件というものがちょうど出るこの機会に、この機運を全国的にも盛り上げていきたいと考えています。

○横尾委員長 いかがでしょうか。

○藤田副委員長 では、すみません。

○横尾委員長 はい、どうぞ。

○藤田副委員長 すみません。そうしますと、検察官のほうで、これ、改正を進めないように、何か働きかけているというか、そういう、その辺ちょっと、どこで誰かが、何ていうの、もうストップしているというか、そういったところはどんなふうに見られているのですか。

○横尾委員長 石田さん。

○陳情人 はい。なかなかうまく伝えきれないところがあつて申し訳ないのですが、やっぱり裁判の証拠というのは、全部が全部開示されるわけではないのですね。

もちろん証拠は検察官が持っていて、原則その被告人に有利なものは開示しないのですね。

なので、検察官としては、なるべくそういう証拠を出したくないという心理が働いていると思います。

なので、そういった理由でお願いします。

○藤田副委員長 わかりました。

○横尾委員長 どうですか。

○藤田副委員長 はい。

○横尾委員長 はい。ほかにないですか。

(「ありません」と言う者あり)

○横尾委員長 確認事項もないようですので、ここで陳情人については退席ということで、よろしくお願いします。

お疲れ様でした。

(陳情人 退席)

○横尾委員長 それでは、各委員の意見、考え等を確認を行った上で結論を出したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え等をお願いしたいと思います。

意見のある方は、挙手をもってお願いいたします。

何か言い足りなかったことで、ございますか。はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です。

鹿沼市議会でも過去において、同一のこの陳情書を受けて、いろいろ採択・不採択と

ということで、不採択ですね、前は不採択ということでなっていましたけれども、今回、陳情いただいたところ、これまではあまりにもこの専門的すぎて、我々も、では、どっちを立てたときに、どちらからの、反対側のデメリットというのはどうなのかということころまでは、その専門的知識がないところで、そういう判断をしてしまうと、どちらかに不利益があるのではないかとということの判断もあって、なかなか、これよしとするまでのものがなかったということでの否決だったと思うのですけれども、今回、もともと、その我々としては法曹界の課題であるという捉え方をしていたので、そういった結果だったのですけれども、今回、これが国会議員によって議員連盟が結成されて、取り組むということで、これ、政治的課題ということがはっきりしたということで、政治的課題であるのであれば、この市議会の我々もそこに取り組んでいくというのは、同じ政治家としてやっていかなくてはいけないというような認識のもと、これは政治的課題として、国が、国会議員が動いたのであれば、市議会議員の、市議会としても、それを後押しするというので、この意見書というのは採択でいいのではないかと私は考えます。

○横尾委員長 はい。ほかにございますか。館野委員。

○館野委員 はい。今、梶原委員の言ったとおりだと思うのですが、今までの流れからするとどうしても、その法律に絡むものは、なかなかその市議会レベルでは、ちょっと上にも、審査しづらいという点はあったと思いますけれども、これから、結構、今、マスコミなんかでも大分騒がれていますし、地方から国のほうへ、こういったその間違いとか、ちゃんとした審査にもっていけるようにするためにも、鹿沼からも後押しするべきかとは思いますので、採択の方向で、私はいいのではないかと思います。

○横尾委員長 はい。ありがとうございます。

ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、一応そういう状況ですので、陳情第9号を採択するか、不採択するかということで、挙手を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 採択の方、挙手を求めます。

(挙手多数)

○横尾委員長 はい、はい、ありがとうございます。

全員ではございませんが、採択ということで、陳情第9号につきましては、採択いたします。

はい、次に、議案第63号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算(第4号)についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。はい、半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくお願いいたします。

議案第63号 「令和6年度鹿沼市一般会計補正予算(第4号)」のうち、関係予算の主な内容についてご説明いたします。

お手元の「令和6年度補正予算に関する説明書」、表紙に一般会計(第3号)と入っている冊子になりますが、整理により第4号となります。

この一般会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

3段目の、16款「県支出金」、2項1目「総務費県補助金」810万円の増につきましては、今年度における本市への移住支援等に係る財源として計上するものであります。

補助率は、国が2分の1、県が4分の1の、あわせて4分の3であります。

次に、9目「消防費県補助金」45万6,000円の増につきましては、消防団の装備品強化やPR活動等に対する財源として計上するものであります。

補助率は2分の1であります。

次の段、3項1目「総務費委託金」、右側のページの説明欄1行目「栃木県知事選挙費委託金」につきましては、11月に執行が予定されている栃木県知事選挙について、10月1日から郵便料金が値上げとなることから、増額となる郵送料の財源として委託料を増額するものであります。

次の行の「栃木県議会議員選挙費委託金」につきましては、栃木県議会議員補欠選挙が執行されることとなったことから、執行に係る財源について計上するものであります。

5ページをお開きください。

1段目、19款「繰入金」2項1目「退職手当基金繰入金」2億4,737万1,000円の減につきましては、当初予算におきまして、退職手当負担金の財源として計上したものでございますが、繰越金の財源調整とあわせまして、繰入金を減額するものであります。

なお、本年度1年分の負担金は、臨時分を除きますと約5億4,000万円であることから、負担金1年分相当額を基金残高の目標として、運用を検討していきたいと考えております。

その下の段、20款「繰越金」11億659万1,000円の増につきましては、前年度繰越金の確定によるものであります。

その下の段、21款「諸収入」4項3目「雑入」の右側の説明欄3行目「消防団員安全装備品整備等助成金」20万3,000円の増につきましては、消防団員の安全装備品の導入に対する財源として計上するものであります。

7ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明いたします。

1段目、2款「総務費」1項2目「総合企画費」1,080万円の増につきましては、国の制度に基づく本市への移住者に対する補助金の申請件数の増加が見込まれることから、増額するものであります。

あわせまして、都内の大学生が県内企業に令和7年度から就職し、市内に転入する場合に、就職活動に係る交通費への支援を行う地方就職学生支援金について、新たに計上したものであります。

次に、4目「広報広聴費」233万6,000円の増につきましては、本市のシンボルキャラクターであるベリーちゃんの着ぐるみを作成する費用を計上したものであります。

コロナの5類移行により、イベント開催がコロナ禍以前に戻りつつあり、貸出件数が増加していることや、既存の着ぐるみの老朽化等を考慮し、新たに2体を作成するものであります。

次に、その下の段の4項3目「栃木県知事選挙費」113万円の増につきましては、郵便料の値上げによる郵送料の増を計上したものであります。

次に、5目「栃木県議会議員選挙費」1,031万9,000円の増につきましては、11月に執行が予定される栃木県議会議員補欠選挙の関係経費を計上したものであります。

11ページをお開きください。

一番下の段、7款「商工費」1項2目「商工業振興費」の説明欄、次の14ページとなりますが、一番上になります、「まちなか交流プラザ維持管理費」995万5,000円の増につきましては、同施設の屋上防水改修工事を実施するため、整備費用を計上したものであります。

15ページをお開きください。

3段目、9款「消防費」1項2目「非常備消防費」、説明欄、16ページとなりますが、1つ目の○「非常備消防施設整備事業費」490万円の増につきましては、現在において活用していない消防団の車庫及び火の見やぐらについて、その解体に要する費用を計上したものであります。

2つ目の○の「消防団活性化対策事業費」111万5,000円の増につきましては、消防団員の雨具や移動式トイレの導入、あわせまして、消防団のPR活動等に要する経費を計上したものであります。

19ページをお開きください。

14款「予備費」1億5,872万8,000円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上するものであります。

以上で、「令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）」のうち、関係予算の説明を終わります。

○横尾委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。谷中委員。

○谷中委員 はい、よろしくお願いします。

8ページのベリーちゃんを2体、作成するという事で、貸し出しが増えてきたということなのですが、どんなイベントで、大体どんな、今、どんな状況に貸し出しをしているかというのが一つと。

これはもう物品作成と書いてあるので、それだけのお金なのかなとは思いますが、市長のほうも、鹿沼市のPRはするということで、もちろんこのベリーちゃんをつくるわけなのですが、何か前からのグッズなんかも、そのPRで、総務常任委員会では、そういうのももっとお金を使ったほうがいいのかという話があったのですが、全くそちらは今回は補正には入っていないという理解でよろしいですか。お願いします。

○横尾委員長 執行部の説明を求めます。はい、池澤いちご市営業戦略課長。

○池澤いちご市営業戦略課長 はい、いちご市営業戦略課長の池澤です。よろしくお願いいたします。

谷中委員の質問にお答えします。

今現在どんなイベントに活用されているかということなのですが、市で行うイベントのほかに、創業祭やゴルフ場等のイベント、子供の集客が主になっているものについて、無料で貸し出しを行っております。それで、貸出件数につきましても、コロナ前になりますと、年間で80回ほど、多いときには貸し出しがございまして、コロナ中は10件程

度でありましたが、令和5年度につきましては、もう出演回数30件を超えている状態です。

それで、今年度につきましても、秋のイベントのシーズンを前にして、もう既に20件近くの貸し出しがございますので、かなり古いもので、老朽化しているものですから、こちらにつきましては、見栄えが悪く、古くなっていることを指摘する声も上がっております。

それなので、貸し出し用に2体、作成したいというふうに思っております。

それで、計上しているものについては、令和4年国体で作成したものと同じものを2体つくる費用だけを計上しております。

今回の補正予算につきましては、ノベルティグッズですとか、そういったもののものはございません。

今回はベリーちゃんの着ぐるみの作成費用だけを計上いたしました。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい。よろしいですか。

はい、橋本委員。

○橋本委員 はい。橋本です。

14ページのまちなか交流プラザの維持管理費の補正なのですが、995万5,000円ですか、これは屋上の防水工事ということでの説明を伺ったのですが、これはあれですかね、結構まちなか交流プラザは、去年も結構大きくやっていて、この中でやれなかったのか、これは新たに漏水というか、水漏れが見つかってやったのか、もともとやる予定だったのか、補正対応が必要だったのか、その辺を少し教えていただければと思います。

○横尾委員長 執行部の答弁を求めます。はい、永岡さんでいいの。

(「市川さん」と言う者あり)

○横尾委員長 市川さん、市川協働のまちづくり課長さん。

○市川協働のまちづくり課長 はい。協働のまちづくり課課長、市川と申します。

お答えいたします。

昨年度の修繕に関しましては、雨漏り等での修繕は行っておりません。

それで、今回の雨漏りに関しましては、今年の1月に雨漏りが発見されました。

それで、内部のほうで雨漏り場所の確認をさせていただいて、応急手当をさせていただきました。

それで、緊急な修繕は必要はないが、原因を究明、建築の技師さんのほうにお願いして、確認をしましたところ、やはり内部に、点検ピットのほうから雨漏りが発見された。

それで、コーキングにより応急処置をしまして、その後、現場を確認、設計などを確認しまして、現在、修繕の方向性が決まりました。

それで、令和7年の当初予算に計画することも検討しましたが、入札や工期の関係を考えますと、今後梅雨の時期などを超えてしまう、令和7年度の当初予算ですと、梅雨などの時期を超えてしまいますので、そうしてしまうと、さらに雨漏りの状態が悪化することが懸念されるため、今回9月の補正をお願いしたところです。

説明は以上です。

○横尾委員長 はい。

○橋本委員 大丈夫です。わかりました。ありがとうございます。

○横尾委員長 はい。別段、ほかに意見も、出てくるではないですか。津久井委員。

○津久井委員 8ページの、一つだけ聞きたいのだけれども、初めてになる就職学生支援、この20万円なのだけれども、何人見込んだこと、教えてください。

○横尾委員長 執行部の答弁を求めます。別井地域課題対策課長。

○別井地域課題対策課長 はい。地域課題対策課長の別井です。よろしくお願いいたします。

津久井委員の質問にお答えいたします。

何件見込んでいるかということなのですが、5,390円で37人見込んでおりまして、19万9,430円、予算額としては20万円ということで計上させていただきました。

以上です。

○津久井委員 はい。

○横尾委員長 よろしいですか。はい。

ほかにございますか。はい、梶原さん。

○梶原委員 梶原です。お願いします。

同じく8ページのまちづくり戦略事業費の中のこの移住支援補助金が、今回、予算が尽きた、尽きそうだということで、追加する、補正すると思うのですが、これは何件分を見込んでいるのか教えてください。

○横尾委員長 答弁を求めます。はい、別井地域課題対策課長。

○別井地域課題対策課長 はい。地域課題対策課長の別井です。

梶原委員のご質問にお答えいたします。

今回の補正分1,060万円につきましては、5世帯分15人ですね。

5世帯分15人、そのうちお子さんが6名いて、6人分の加算も含めまして、1,060万円ということで計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 よろしいですか。

○梶原委員 はい。

○横尾委員長 ほかに。はい、梶原委員。

○梶原委員 はい、梶原です。お願いします。

16ページ、9款消防費の中の2目非常備消防費の中の国庫支出金で45万6,000円で国の支援で2分の1ということなのですが、説明欄の中のこの消防団活性化対策事業費の、これは修繕費になるのだと思うのですが、主にこういったものを計上されたのでしょうか。

○横尾委員長 はい、永岡消防総務課長。

○永岡消防総務課長 消防総務課の永岡です。よろしくお願いいたします。

梶原委員の質問にお答えします。

この45万円になりますが、少々お待ちください。

45万円の支出については、こちらが移動式設置整備費になります。

こちらのほうはトイレの、少々お待ちください。

失礼しました。

消防費県補助金、こちらが45万6,000円、支出2分の1となりまして、こちら消防団員の安全整備となります雨具の。

こちらが水防活動とかに使う雨具、そちらのほうを購入させていただいたプラス、少々お待ちください。

（「修繕費、全然違う」と言う者あり）

○永岡消防総務課長 あ、ごめんなさい。

あ、こちらで、修繕費、失礼いたしました。

何度も申し訳ございません。

修繕費のほうですね。

こちらのほうは移動式トイレ、こちらのほうが、少々お待ちください。

あ、失礼しました。

はい。移動式トイレの導入及び消防団のPR、こちらで支出したものととなります。

それで、こちら移動式トイレのほうが、少々お待ちください。

はい。移動式トイレのほう、こちらが総額85万6,000円となりまして、補助金のほうが45万6,000円の2分の1となります。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、消防長。

○若林消防長 はい、消防長です。

補足いたします。

梶原委員のご質問、111万5,000円の内訳ということだったと思うので、その辺のご説明。

○梶原委員 補助金に対する。

○若林消防長 111万5,000円の中の45万6,000円のということですよね。

○梶原委員 対象となるのは。

○若林消防長 はい、はい。

45万6,000円の歳入の部分は、先ほど消防総務課長のほうが説明したので、移動式トイレの部分。

それが工事、その費用的には85万6,000円になるのですが、その半分の42万8,000円ですね、まず。

それで、そのほかに消防団魅力アップ事業の部分で、パンフレットとか、チラシ、それが5万6,000円が先ほどの16ページの111万5,000円、その中に含まれているものですね。

移動式トイレ、85万6,000円、あとは消防団のPR用のチラシ、5万6,000円、両方とも2分の1になりますので、トイレのほうが42万8,000円、繰り返しますが、ポスターのほうは2万8,000円、この金額を足して45万6,000円の歳入になるというふうなことでございます。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 はい、ありがとうございます。

それで、移動式トイレの修繕ということになるのかと思うのですが、これは何台というところと、どういった修繕になるのか、もうちょっと詳しく教えてください。

○横尾委員長 はい、答弁を求めます。はい、永岡消防総務課長。

○永岡消防総務課長 はい、消防総務課長の永岡です。

大変失礼しました。

梶原委員のご説明、移動式トイレの整備のほうをお答えします。

こちらは、消防本部に常置してある、資機材等搬送に使用している消防団車両の予備車がこちらを利活用しまして、車載トイレの設置を、長期間、設置することになります。

長時間にわたる災害等が発生した場合、団員の方が安心してトイレを利用できるような環境整備をする目的として行う事業となります。

以上で答弁を終わります。

○横尾委員長 梶原委員。

○梶原委員 はい、ありがとうございます。

車載の移動式トイレということで、あまり高くない、85万円ということなのですが、移動式のその車載のトイレというのは、1台設置なのか、同時に2人とか、その辺をわかれば教えてもらっていいですか。

○横尾委員長 答弁を求めます。はい、永岡消防総務課長。

○永岡消防総務課長 はい、消防総務課長の永岡です。

梶原委員の質問にお答えいたします。

こちら移動式トイレは、一般的に簡易トイレですね、あれと同じような設計となりまして、ちょうど軽乗用車、あ、軽トラックですか、そちらの荷台におさまる仕組みになっております。

そちらのほうの改造費として、設置工事を行いまして、1人用となりますが、そちらの1つのトイレを貸し出し、こちらの購入になります。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい。梶原委員、よろしいでしょうか。

○梶原委員 はい。

○横尾委員長 それでは、別段質疑もないようですので、議案第63号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第63号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第68号 令和6年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくお願いいたします。

議案第68号 「令和6年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書「粕尾財産区特別会計」、「粕尾」というインデックスが入っ

ている箇所 の 3 ページをお開きください。

今回の補正につきましては、前年度繰越金の確定を受け、調整を行うものであり、歳入予算の更正として、3 款「繰越金」において、7 万 2,000 円を増額し、2 款「繰入金」1 項 1 目「財政調整基金繰入金」におきまして、当初見込んでいた基金からの繰入金を同額、減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○横尾委員長 はい、別に質疑もございませんので、お諮りをいたします。

議案第 68 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 68 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 69 号 令和 6 年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくお願いいたします。

議案第 69 号 「令和 6 年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算(第 1 号)」についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書「清洲財産区特別会計」、「清洲」のインデックスが付いている箇所 の 3 ページをお開きください。

今回の補正につきましては、前年度繰越金の確定を受け、調整を行うものであり、歳入予算の更正として、3 款「繰越金」におきまして、119 万 9,000 円を増額し、2 款 1 項 1 目「財政調整基金繰入金」におきまして、当初見込んでいた基金からの繰入金を同額、減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑がある方はお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

○横尾委員長 はい。別段質疑もないようですのでお諮りをいたします。

議案第 69 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 69 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 71 号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。はい、福田契約検査課長。

○福田契約検査課長 はい、契約検査課長の福田です。よろしくお願いいたします。

議案第 71 号 「工事請負契約の変更」についてご説明いたします。

令和 5 年 8 月 7 日、議案第 82 号として議決をいただきました「鹿沼市一般廃棄物最終

処分場第2期埋立地整備工事」につきましては、その後一部設計変更により、請負額が1,589万5,000円の増の税込み4億1,657万円となるため、契約金額を変更するためのものです。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。梶原委員。

○梶原委員 梶原です。

今回、これは令和5年8月から工事が始まっていると思うのですが、それで、浸出集積排水管の遮水工の増嵩ということで、補正がきていますけれども、これ、当初予算ではなく、このタイミングで補正予算が上がってきたというところの大きなその理由というのを教えてください。

○横尾委員長 答弁を求めます。金子資源循環課長。

○金子資源循環課長 はい、資源循環課の金子です。よろしくお願いいたします。

今回の遮水工の増加なのですが、遮水工の、実際、法面の整形を始めまして、掘削とかしていたところ、かなり鋭利な石とか、赤土が出てきたものですから、当初それを発見というか、見つけることができなかったもので、このタイミングで、この時期になって変更ということで出しております。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 よろしいですか。

ほかに。

(「ありません」と言う者あり)

○横尾委員長 はい。別段質疑もないようなので、お諮りをいたします。

議案第71号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第71号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第72号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい、福田契約検査課長。

○福田契約検査課長 はい、契約検査課長の福田です。

議案第72号 「工事請負契約の変更」についてご説明いたします。

令和5年12月21日、議案第118号として議決をいただきました「令和5年度鹿沼運動公園陸上競技場トラック改修工事」につきましては、その後一部設計変更により、請負額が2,436万5,000円の増の税込み3億2,244万3,000円となるため、契約金額を変更するためのものです。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 ただいま説明が終わりました。

説明に対して、ご意見はございますか。はい、橋本委員。

○橋本委員 橋本です。

今回、第2回の契約変更ということで、工期も2週間ですかね、一緒に延びて、この工期の延びというのは、その請負額での決まっているのか、出してきて、この工期の延

びについての考え方というか、どういうふうにやっているのか。

通常請負額で工期というのは決まるのかなということなのですが、この2週間延びているということに関して、わかれば、教えていただければと思います。

○横尾委員長 答弁を求めます。はい、福田契約検査課長。

○福田契約検査課長 はい、契約検査課長の福田です。

通常のこちらの工事につきましては、変更のやはり増、工種が増えると、工事が増えるということで、その辺の工事内容を見越して、工期も延長するという形になるかと思っています。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 橋本委員。

○橋本委員 はい、ありがとうございます。

工期が延びると思うのですが、この日にちというのは、その担当部署からこの日までということですか。

今回、2,000万円の増嵩で、2週間増えているということなのですが、その辺の工期というのは意外と重要な部分でも、契約行為として重要な部分でもあると思うので、この辺というのはどのような形でなっているのか、もう再度、増えるのはわかるのですが、2週間増えるのがいいのか、3週間増えるのがいいのか、その辺というのはどういうふうに契約として、サイドとして考えているか、整理しているかをお願いいたします。

○横尾委員長 答弁を求めます。神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 はい、スポーツ振興課長の神山です。よろしくお願いいたします。

まず今回の変更契約についてですが、工期が延びるということに関しては、昨年12月の議決をいただいた際の契約の中で、この時点ですと、令和5年度中に標準工期を確保できないということから、特記事項として、繰り越しをしますよということを明記した契約となっております。

それで、それに基づいて繰り越しをさせていただいている、3月議会を経て、繰り越しをさせていただいているわけなのですが、今回のこの変更の内容といたしましては、工事に入りましてから、それ以前は、通常利用には支障がないというふうに判断をしておりました陸上競技場の中の走り幅跳びの部分なのですが、こちらの劣化が、これは400メートルトラックはもともと土のトラックでございましたが、走り幅跳びのほうはつくった当初からウレタン舗装がされておりまして、劣化が進んでいないものというふうに判断をしておりましたが、実際に工事を行ってみると、そこかなりの劣化が判明したということで、こちらを追加で工事を行うということでの変更契約ということで、この工期の延長とこの今回の変更契約は直接は関係はしていないということでご理解をいただければと思います。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、橋本委員。

○橋本委員 では、ありがとうございました。

では、この14日というのは、執行サイドから出たものを契約サイドはそのまま踏襲す

るというか、そこを通す、契約として通すということによろしいのでしょうか、その考えで、それだけ確認したら、お願いします。

○横尾委員長 答弁を求めます。福田契約検査課長。

○福田契約検査課長 はい、橋本議員のおっしゃるとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、ほかにございますか。梶原委員。

○梶原委員 梶原です。お願いします。

先ほども工事の件でお伺いしたような質問ですけれども、これも工事、令和5年12月から始まって、令和6年3月に終了を、1回9月30日までと延長しているのですが、今回この走り幅跳びの改修が加わったので、補正ということだと思うのですが、タイミング的に今だったのか、これ6月というか、7月の議会でも出せたのではないかなと思うのですが、こういったタイミングになったところの理由をお伺いします。

○横尾委員長 答弁を求めます。はい、神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 はい、スポーツ振興課長の神山です。

こちらの内容につきましては、はい、4月の段階で初めてこちらの後の部分ですね、指示書についての決済をいただいて動き始めたということで、このタイミングですと、6月の議会にはちょっと間に合わないということで、はい、今回の9月議会で上程をさせていただきました。

以上でございます。

○横尾委員長 はい。

○梶原委員 わかりました。

○横尾委員長 よろしいでしょうか。

はい。別段質疑もないようですのでお諮りをいたします。

議案第72号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第72号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

ここで、今回任期最後の委員会でございますので、正副委員長からご挨拶をさせていただきますと思います。

はい、皆さん、1年間、大変お世話になりました。

なかなかうまくいかない委員長で申し訳ございませんでしたけれども、無事終了することができました。

大変お世話になりました。

ありがとうございました。(拍手)

○藤田副委員長 私も、皆様のおかげで、皆様のご協力のおかげで、スムーズに進行できたと思っております。

本当にありがとうございました。(拍手)

○横尾委員長 はい、これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(閉会 午前 10時56分)